

令和3年12月20日
世田谷保健所

区内大学との災害医療・感染症対応における連携について

1 主旨

保健所では、感染第5波での対応経験を踏まえ、体調が悪化した自宅療養者からの救急対応等を担える医療人材の確保に取り組んできたところである。この度、日本体育大学・国士舘大学と感染症対応及び災害医療における連携協定を締結することとしたので報告する。

2 協定書（案）

別添のとおり

「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」

※新型コロナウイルスにとどまらず、新型インフルエンザ等の新興感染症にも対応できるよう、新型コロナウイルスの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型コロナウイルスの位置づけ（新型インフルエンザ等感染症）を引用した。

3 大学より協力いただく内容

各大学より、医師、救急救命士等の教員や学生に以下の対応に協力していただく。

（1）新型コロナウイルス感染症対応

- ①体調が悪化した新型コロナウイルス感染症自宅療養者対応に関すること。
- ②医療機関等への新型インフルエンザ等感染症患者の搬送に関すること。
- ③患者の急増に伴う保健所業務ひっ迫時の後方支援業務に関すること。

（2）災害時対応

- ①医療機関等への傷病者等の搬送に関すること。
- ②災害発生時の新型コロナウイルス感染症対応等を含めた協力に関すること。

4 必要経費

既存の予算で対応する。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|--------|--------------------------|
| 12月中旬～ | 協定締結に向けた協議（日本体育大学・国士舘大学） |
| 1月上旬 | 協定締結（日本体育大学・国士舘大学）（予定） |

(案)

災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と〇〇大学（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害（台風等による風水害も含む。以下同じ。）及び新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月法律第114号）第6条第7項から第9項に規定する感染症をいう。以下同じ。）対応が発生した場合において、区民、区内在学在勤者等（以下「区民等」という。）の生命及び健康を確保するため、災害発生時及び新型インフルエンザ等感染症対応に関する協力に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合及び新型インフルエンザ等感染症対応に際して、区民等の生命及び健康確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従い、可能な限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第4条 前条の規定により乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

2 災害時対応

- (1) 医療機関等への傷病者等の搬送に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のまん延防止のために災害発生時に甲が独自で設置する患者及び濃厚接触者等専用避難所の運営協力等に関すること。

3 新型インフルエンザ等感染症対応

- (1) 体調が悪化した自宅で療養する新型インフルエンザ等感染症患者の対応に関すること。
- (2) 医療機関等への新型インフルエンザ等感染症患者の搬送に関すること。
- (3) 患者の急増に伴う保健所業務ひっ迫時の後方支援業務に関すること。

4 その他の協力要請事項

（協力期間）

第5条 前条第2項第2号に規定する協力期間は、原則として災害発生直後の2週間を目

途として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する医療機関等に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

2 前条第3項各号に規定する協力期間については、実施細目に定める。

(経費の負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が第4条に関する協力を行う際に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 教職員、学生の派遣に要する経費
- (2) 携行した消耗品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 第4条に関する協力に伴い使用した車両に関する燃料費等
- (4) 第4条に関する協力に伴い負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の補償

2 乙は、第4条に関する協力終了後、前項に定める経費を甲に請求する。

3 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都世田谷区〇〇〇丁目〇番〇号

乙 〇〇大学

代表者 学長 ○ ○ ○ ○